

※	再交付 書換	年月日	年	月	日
---	-----------	-----	---	---	---

労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

提出日を記載

令和3年12月24日

厚生労働大臣 殿

申請者(届出者)は変更後の
事業主名称を記載してください。

申請者 合同会社需給調整商事
届出者 代表社員 東京太郎

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。
 - 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
 - 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
 - 届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（第3号を除く。個人にあつては第3号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。
 - 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第2号、第3号及び第4号から第6号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により届け出た1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

1 許可番号	派 13-010106	2 許可年月日	平成28年 4月 1日
(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ じゅきゅうちようせいしょうじ 株式会社需給調整商事	変更前の名称・所在地を 記載してください 許可証のとおりに記載して ください。	
4 住所	〒 (108-8432) 東京都文京区後楽一丁目9番20号		
(ふりがな) 5 代表者の氏名 (法人の場合)	だいひょうとりしまりやく とうきょうたろう 代表取締役 東京太郎	変更前の役職、氏名	
(ふりがな) 6 事業所の名称	かぶしきがいしゃ じゅきゅうちようせいしょうじ かいがんしてん 株式会社需給調整商事 海岸支店	事業所の名称や、 所在地が変更と なる場合は、6欄、 7欄に、変更前の 名称・所在地記載 してください。	
7 事業所の所在地	〒 (108-0014) 東京都港区芝△丁目□番○号 ××ビル2階		
※			

収入印紙
(消印しては
ならない。)

許可証の書換が必要な、法人の名称及び住所、事業所の名称及び所在地が変更となった場合は、収入印紙3,000円が必要です。

8 変 更 の 内 容									
変更に係る事項		変 更 後			変 更 前			変更年月日	
① (ふりがな) 氏名又は名称		ごうどうがいしゃ じゅきゅうちょうせい しょうじ 合同会社需給調整商事			かぶしきがいしゃ じゅきゅうちょうせい しょうじ 株式会社需給調整商事			令和3年12月1日	
② 住 所		〒 (1 0 2 - 8 3 0 5) 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 (0 3) 3 5 1 2 - ▲▲▲▲			〒 (1 0 8 - 8 4 3 2) 東京都文京区後楽一丁目9番20号 (0 3) 〇〇〇〇 - 8 6 0 9			令和3年12月1日	
③ 代表者の氏名 (法人の場合)								日	
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)		(ふりがな) 氏 名 住 所			(ふりがな) 氏 名 住 所			年 月 日	
⑤ (ふりがな) 事業所の名称		ごうどうがいしゃ じゅきゅうちょうせい しょうじ かいがんしてん 合同会社需給調整商事 海岸支店			かぶしきがいしゃ じゅきゅうちょうせい しょうじ かいがんしてん 株式会社需給調整商事 海岸支店			令和3年12月1日	
⑥ 事業所の所在地		〒 (1 0 8 - 8 4 3 2) 東京都港区海岸3丁目9番45号 海岸ビル3階 (0 3) 3 4 5 2 - ●●●●			〒 (1 0 8 - 0 0 1 4) 東京都港区芝△丁目□番○号 ××ビル2 階 (0 3) 3 4 5 2 - △△△△			令和3年12月1日	
⑦ 特定製造業務への 労働者派遣		開始年月日		年 月 日		終了年月日		年 月 日	
⑧ 派遣元責任者の氏 名、住所等		(ふりがな) 氏 名 住 所 備考			(ふりがな) 氏 名 住 所 備考			年 月 日	
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設									
イ 事業開始年月日					年 月 日				
ロ (ふりがな) 事業所の名称									
ハ 事業所の所在地		〒 () () -							
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無					1 有 2 無				

ホ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな) 氏 名	職 名	住 所	製 造 業 務 専 門	キ ャ リ ア 担 当 者	備 考
ヘ キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名（ホと同じ者の場合は記載を要しない）					
(ふりがな) 氏 名		職 名		備 考	
※					
⑩ 労働者派遣事業を行う事業所の廃止					
(ふりがな) イ 事業所の名称					
ロ 事業所の所在地	〒 () () -				
ハ 廃止年月日	年 月 日				
ニ 事業所の廃止理由					
※					
9 再交付を申請する理由					
※					
10 備 考	申請担当者：〇〇課 役職名：総務課長 佐藤〇〇 電話 03 (3452) ●●●●				

申請担当者のお名前と連絡先
を記載してください。

事業主の名称及び住所、事業所の名称及び所在地の変更について

《提出様式》

- 労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号） 原本1部、写し2部

【添付書類】

- ① 変更後の定款または寄付行為 写し2部
（同一区域内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要）
- ② 変更後の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本1部、写し1部

※事業所所在地（派遣事業を行う場所）が変更となる場合は、以下の書類も必要となります。

- ③ 賃貸借契約書 写し2部
（転貸借契約の場合は「原契約」、「転貸借契約書」、「所有者の承諾書」を添付 各2部
*自己所有の場合は、不動産登記簿謄本
- ④ 事業所のレイアウト図 2部
- 提出期限
・法人の名称及び住所：変更日の翌日から30日以内
・事業所の名称及び所在地：変更日の翌日から10日以内
*法人名称及び住所も同時に変更した場合は、変更日の翌日から30日以内
- 手数料
許可証一枚につき、収入印紙3,000円 *郵便局などで購入願います。

***①②の記載内容に変更が無ければ、①②は提出不要です。**

よくある質問

Q1 ビル名が変更となった場合は、手続きは必要ですか？

A ビル名が変更する場合も変更届の提出が必要です。なお、確認書類は、ビル所有者からの通知書等を添付してください。

Q2 事業所所在地の変更は、変更日の翌日から10日以内（法人の住所変更も同時に変更した場合は、変更日の翌日から30日以内）となっているが、遅れた場合は何かペナルティがありますか？

A すみやかに提出していただければ罰則等はありません。なお、月末は窓口が大変混雑いたしますので、月初での手続きをお勧めいたします。

Q3 変更届の表面の1～5の項目は、どれを抹消すればよいですか？

A 代表者及び役員の場合は、2, 4以外の1, 3, 5を二重線で抹消、派遣元責任者の場合は、2, 5以外の1, 3, 4を二重線で抹消、法人の住所又は所在地等の場合は、2, 3以外の1, 4, 5を二重線で抹消してください。

Q4 変更届は郵送できますか？

A 郵送でも受付しています。送付先は、〒108-8432 港区海岸3-9-45 東京労働局
需給調整事業部 需給調整事業第一課 まで 郵送ください。
なお、処理後控えを簡易書留で返送いたしますので、返信用の封筒に切手（長三封筒の場合は404円、
角二封筒の場合は、440円）を貼付し同封してください。